

社会福祉法人萩市社会福祉協議会役員及び評議員等の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人萩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員及び評議員等)

第2条 この規程において役員及び評議員等（以下「役員等」という。）とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 第三者委員
- (6) 心配ごと相談員
- (7) その他委員

(費用弁償)

第3条 役員等が次の場合、1回につき費用を弁償する。

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 会長が法人業務を執行したとき | 2,000円 |
| (2) 会長が理事会等に出席したとき | 2,000円 |
| (3) 副会長及び監事が理事会、評議員会及び監査会に出席したとき | 2,000円 |
| (4) 理事が理事会に出席したとき | 2,000円 |
| (5) 監事が監査したとき | 3,000円 |
| (6) 評議員が評議員会に出席したとき | 2,000円 |
| (7) 役員及び評議員以外の者が委員会、心配ごと相談に出席したとき | 2,000円 |
| (8) その他会長が招集した会議及び委員会に副会長が出席したとき | 2,000円 |

(交通費)

第4条 役員等に対して、費用弁償以外に交通費を別表のとおり支給する。

2 役員等が交通手段として公共船舶を利用する場合は、本会の旅費規程により支払うことができる。この場合、前条の費用弁償は行わない。

(費用弁償等の支給方法)

第5条 費用弁償及び交通費は、翌月の末日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

2 費用弁償は、法令の定めるところにより控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。